日　時：令和８年１月28日（水）13:00～
場　所：個人情報保護委員会　委員会室
出席者：手塚委員長、大島委員、浅井委員、清水委員、藤本委員、梶田委員、髙村委員、
　　小笠原委員、宍戸委員
　　佐脇事務局長、西中事務局次長、小川審議官、稲垣審議官、戸梶総務課長、
　　香月参事官、日置参事官、山口参事官、片岡参事官、澤田参事官

○戸梶総務課長　定刻になりましたので、会議を始めます。
　本日は、全委員が御出席です。
　以後の委員会会議の進行につきましては、手塚委員長にお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。
○手塚委員長　それでは、ただいまから、第349回個人情報保護委員会を開催いたします。
　本日の議題は二つです。
　議題１「特定個人情報保護評価指針の３年ごとの再検討について」、事務局から説明をお願いします。
○事務局　特定個人情報保護評価指針の３年ごとの再検討につきまして、資料１に基づいて御説明をいたします。
　はじめに、「再検討の背景」についてでございます。番号法第27条第２項におきまして、「委員会は、個人情報の保護に関する技術の進歩及び国際的動向を踏まえ、少なくとも３年ごとに指針について再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする」とされてございます。本議案は、令和９年４月で、前回令和６年４月の再検討による変更から３年が経過することから、指針の再検討の方向性につきましてお諮りするものでございます。
　項目２といたしまして、「特定個人情報保護評価制度の課題」をお示ししております。これまでの特定個人情報保護評価の実施状況を踏まえて、保護評価制度を見直しますと、次の２点の課題が挙げられます。
　まず１点目といたしまして、現行の評価書の中には、難解で分量が多いものもございますが、国民等への説明と信頼性確保を的確に図る観点から、本質的なリスク対策をより分かりやすくすることはできないか。
　次に２点目といたしまして、第三者点検や意見聴取手続に作業負担と期間を要しているものの、これにより評価書の修正がほとんど行われていないことが実情であるところ、人的資源の不足への対策とマイナンバーの利活用への影響を緩和するために、透明性を確保しつつ手続の簡素化を図ることはできないか、というものでございます。
　項目３といたしまして、これらの２点の課題に対する「対応方針（案）」をお示ししております。なお、これらの課題は全ての評価実施機関に共通するものでございますが、特に深刻な人手不足に直面をしております地方公共団体において顕著でありますことから、

まずは地方公共団体の保護評価を対象といたしまして、改善策を検討するものでございます。

具体的な改善策として、１点目、リスクベースアプローチによる評価書の記載内容の重点化、そして２点目、保護評価手続の効率化・迅速化、そして３点目、過去の事例の蓄積を踏まえた保護評価の手続に関する資料の充実、の大きく３点の観点に分けまして、それぞれの検討事項を記載してございます。

まず、「リスクベースアプローチによる評価書の記載内容の重点化」の検討事項といたしましては、地方公共団体における情報セキュリティポリシーをはじめとする他の情報セキュリティ制度の活用により、評価書の記載内容の事務に特有のリスク対策に重点化すること、そして、保護評価の再実施が必要な場合をより明確化することを挙げております。

次に、「保護評価手続の効率化・迅速化」の検討事項といたしましては、第三者点検の充実を図るとともに、一定の場合におきまして意見聴取手続の選択的実施を認めること、それから、効率的な第三者点検の実施に向けまして、審査員確保の支援や審査のポイントに関する情報提供を行うことを挙げております。

最後、３点目の「過去の事例の蓄積を踏まえた保護評価の手続に関する資料の充実」の検討事項といたしましては、特定個人情報の利用に係るライフサイクルごとにリスク対策の事例を収集し、評価書記載要領の更なる充実を図ることを挙げております。

最後に、今後のスケジュール案についてでございます。令和８年１月「再検討の開始」が今回の委員会を指しております。今後、更に検討事項の内容を精査いたしまして、12月頃の委員会でパブリックコメントに掛ける指針の変更案をお諮りし、御了承いただければ、パブリックコメントを実施したいと考えてございます。そして、パブリックコメントでいただいた御意見を踏まえ、来年２月頃の委員会に改正内容をお諮りすることを考えております。御決定をいただければ、令和９年４月頃から改正事項を施行してまいりたいと考えております。

御説明は以上です。

○手塚委員長　ありがとうございました。

では、ただいまの説明について御質問、御意見がございましたら、お願いいたします。

清水委員。

○清水委員　ありがとうございます。

昨年４月、特定個人情報保護評価指針の改正案の議論の際に、指針や解説の内容の整理、それから評価書の簡素化の検討をお願いしたいと申し上げましたけれども、この度、よりリスクに重点を置いた保護評価制度の簡素化に向けて検討していただけるということで、大変有難く思っております。

御提案いただいた３点につきましては、もちろん異論ございません。是非進めていただきたいと考えております。

その上で、４点意見を申し上げたいと思います。

１点目は、対応方針に記載のとおり、今回の対象は地方公共団体となっておりますけれども、リスクベースアプローチに基づく記載の重点化は中央府省等の行政機関にも効果があると思われますので、今後拡大を検討していただきたいというのが１点目でございます。

２点目ですが、（１）に記載のとおり、リスクベースアプローチによる評価書の重点化のため、情報セキュリティポリシーの活用を挙げていただいておりますけれども、これに限らず、内部統制の制度なども視野に入れた検討をお願いしたいということでございます。

３点目ですが、（２）の第三者点検の充実については、方向性は賛成でございます。これにより第三者点検の重要性が増すことになりますけれども、特定個人情報ファイルをめぐる適正な事務フローの手順を構築するのはあくまで地方公共団体の責任であると認識しております。外部に丸投げということにならないように、評価者である地方公共団体の主体性を損なわない形にしていただきたいと思います。

また、特定個人情報の適正な取扱いに対する市民の不安は完全には払拭されていない中、市民の参加は依然として重要であると思います。意見聴取手続を省略したとしましても、保護評価に対する市民の参加が担保されるよう御検討いただきたいと思います。

最後４点目ですけれども、（３）に記載されている事例を含めた資料の整理・充実は大変重要なことだと思っております。是非取り組んでいただきたいと思います。さらに、評価書や漏えい等報告に関する委員会のモニタリングを行うことなどを通じて、資料の充実や制度の改善を継続的に行っていただきたいと考えております。

以上です。ありがとうございます。

○手塚委員長　事務局、どうぞ。

○事務局　提案内容について評価と賛成をいただきますとともに御示唆もいただきましてありがとうございます。今後、こちらで示した方向性により、具体的な検討を行う中で清水委員から御示唆いただいた点を踏まえて取り進めていきたいと思っております。

○手塚委員長　そのほかございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、そのほかの点では特に、ただいまも修正ということではありませんでしたので、修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。事務局においては所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。本議題の資料、議事録及び議事概要については、公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。

それでは、議題２「個人情報保護法サイバーセキュリティ連絡会の共同周知啓発資料について」、事務局から御説明をお願いします。

○事務局　令和８年１月16日の個人情報保護法サイバーセキュリティ連絡会において、

「不正アクセス発生時のフォレンジック調査の有効活用に向けた着眼点」と題する資料及びその概要資料を作成しましたので、御報告させていただきます。

資料２－２の３ページを御覧ください。個人情報保護法サイバーセキュリティ連絡会について、まず御説明させていただきます。個人情報取扱事業者等は、取り扱う個人データ等につき安全管理措置を講じなければならず、組織的・人的・技術的安全管理措置等を適切に講ずることにより、情報システムに対する外部からの不正アクセス等を防止することが期待されています。しかしながら、近年、個人情報取扱事業者等からの機密情報等の窃取、破壊等を企図したサイバー攻撃は、一層高度化、複雑化、巧妙化しており、攻撃対象も拡大し続けており、個人データ等の漏えい等の大きな要因となっています。このような情勢の中で、個人情報保護委員会がデータ関係省庁等との連携を強化し、個人情報保護法上求められる各種の安全管理措置として講じ得る方策等について検討・把握するとともに、個人情報取扱事業者等に対する効果的な普及啓発の在り方等を検討する観点から開催することとなったのが、個人情報保護法サイバーセキュリティ連絡会でございます。

参加機関は、内閣官房国家サイバー統括室（ＮＣＯ）、警察庁サイバー警察局、独立行政法人情報処理推進機構（ＩＰＡ）、国立研究開発法人情報通信研究機構（ＮＩＣＴ）、一般社団法人ＪＰＣＥＲＴコーディネーションセンター、個人情報保護委員会事務局の６組織でございます。ＮＩＣＴは令和７年10月の第４回より参加しております。個人情報保護法サイバーセキュリティ連絡会は、令和６年12月から四半期ごとに開催しておりまして、令和８年１月16日までに５回開催しております。

つづいて、本資料の作成意図について説明させていただきます。資料２－２の７ページを御覧ください。個人情報取扱事業者等においては、不正アクセス被害を防止するために平時から組織として備えておくことが重要ですが、サイバー攻撃が巧妙化、多様化する中で、あらかじめ一定の備えをしていても、不正アクセスを完全に防ぐことは困難となってきております。不正アクセス被害を受けた際に専門の調査会社にフォレンジック調査を依頼することは、その発生原因・被害範囲を把握し、効果的な再発防止策を実施する上で有効であり、不正アクセス被害を受けた漏えい等報告事案の対応をしていると、調査会社にフォレンジック調査を依頼しながら、漏えい等事案に対応する個人情報取扱事業者等も多く見受けられます。当委員会では、フォレンジック調査を実施した個人情報取扱事業者等から任意にフォレンジック調査報告書の提出を受け、漏えい等の原因・範囲の特定や再発防止策の実施状況の確認等を行っております。

もっとも、当委員会が個人情報取扱事業者等から任意に提出を受けるフォレンジック調査報告書の中には、侵入原因の特定の根拠が曖昧であるものや、当該不正アクセス事案との関係での直接的な再発防止策が分かりにくいもの、さらにはフォレンジック調査ではなくダークウェブモニタリングを行っている個人情報取扱事業者等も存在します。

つづいて、資料２－２の８ページを御覧ください。また、フォレンジック調査により事実関係がどこまで明らかになるかというのは、個人情報取扱事業者等における平時の準備

や、有事の対応によるところも大きいところでございます。

そこで、フォレンジック調査を最大限活用するために、個人情報取扱事業者等が平時から注意すべき事項と有事の際に注意すべき事項及びフォレンジック調査報告書において特に明示することが望ましい事項を、これまで当委員会に提出されたフォレンジック調査報告書等を基に整理したのが本資料となります。本資料は、これをしていなければ行政指導を行うという最低限のラインを示すものではなく、あくまで、効果的に漏えい等事案に対応するために望ましいラインを示す参考資料として位置付けております。

つづきまして、本資料の概要について説明させていただきます。資料２－１の概要資料を御覧ください。大きく３点ございます。

１点目、平時の注意事項として、まずＩＴ資産環境を把握し、不正アクセスに備えることが重要であることを紹介しております。具体的には、各種台帳・ネットワーク構成図の作成、ログの保管、インシデント対応フローの作成を紹介しているところでございます。

２点目、有事対応としての注意事項として、証拠保全を意識しながら、不正アクセスに適切に対応すべきことを紹介しております。具体的には、適切な情報連携、不用意な端末初期化等の回避、フォレンジック調査の依頼を紹介しております。

３点目、フォレンジック調査の活用に関する事項として、フォレンジック調査報告書でどのような点を確認すべきか、そのためにどのようなポイントを調査会社に依頼すべきかを紹介しております。

つづいて、特に議論となった事項やその他のポイントを紹介させていただきます。個人情報保護法サイバーセキュリティ連絡会では、令和７年６月の第３回から本資料について議論を重ねておりまして、参加機関からは多数の意見をいただいておりますが、特に議論となった事項を紹介させていただきます。

資料２－２の25ページを御覧ください。不正アクセス被害発生時に緊急で取るべき対応につきましては、セキュリティの専門家の中でも意見が分かれているところでございます。

例えば、不正アクセス被害が確認されたときに、当該機器の電源をオフにしてよいのか、電源を切らないままにしておいたほうがよいのかということがございます。こちらにつきましては、個人情報保護法サイバーセキュリティ連絡会でも議論がなされましたが、証拠保全という観点から見ますと、ログの消失につながるリスクが大きいため、少なくともフォレンジック調査を予定している機器については、電源を切ってはいけないものとして位置付け、記載することとなりました。

つづいて、資料２－２の40ページを御覧ください。当委員会では、調査会社がフォレンジック調査を実施するために、対象機器のフォレンジックコピーを取得しようとしたところ、その中に要配慮個人情報が含まれ、本人同意が得られていないことを理由にフォレンジックコピーの提供を拒まれ、フォレンジック調査に支障が生じたという情報に触れました。これを踏まえ、不正アクセスによる漏えい等事案に対応する上で、調査会社にフォ

レンジック調査を依頼することは有効な対応であること、そして、フォレンジック調査を依頼する際にそれが個人データの取扱いの「委託」に該当する場合や、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に当たる場合には、本人同意を得ずとも、フォレンジック調査の依頼会社は要配慮個人情報を含む個人データを調査会社に提供でき、調査会社は要配慮個人情報が含まれていても、本人同意なく取得できるということを、法制室の御協力をいただきながら説明資料として加え、同様の事態が起こるのを避けることを意図しております。

最後に、本資料の今後の公表予定について御説明させていただきます。当委員会においては、本委員会の後、ホームページで公表することを予定しております。あわせて、認定個人情報保護団体や対象事業者向けの周知啓発活動を今後予定しております。個人情報保護法サイバーセキュリティ連絡会の関係機関に対しては、ホームページへの本資料の掲載を依頼しているところでございます。その他、必要に応じて周知活動を行う予定でございます。

説明は以上です。

○手塚委員長　ありがとうございました。

ただいまの説明について御質問、御意見をお願いいたします。

藤本委員。

○藤本委員　御説明ありがとうございます。

冒頭の話にもありましたように、不正アクセスを完全に防ぐのは難しくなっています。万が一事故が発生しても、対応するための準備をしておくことにより、更なる被害を防ぐことにつながると思います。

その意味でも、御説明の内容は時宜を得たものであり、実際に発生している個人情報漏えい等のデータを踏まえたものになっていることから、とても参考になります。

用語の解説をはじめ、参考情報などが丁寧に説明されている点も良いと思います。

できるだけ幅広い様々な立場の方に読んでいただき、実践への展開が進めばと思っています。よろしくお願いいたします。

○手塚委員長　よろしいですか。

清水委員。

○清水委員　御説明ありがとうございます。

官民を網羅した形で、大変有用な啓発資料をおまとめいただきまして、ありがとうございます。今後の予定については、今、御説明がありましたように、認定個人情報保護団体や対象事業者向けの周知啓発活動を予定されているということでございましたけれども、普及啓発のためにより多くの関係者で共有をしていただきたいと思います。

一般企業、あるいは行政機関等の潜在的なユーザーのみならず、フォレンジック調査を行う機関等にも是非活用していただけるように、個人情報保護法サイバーセキュリティ連絡会の構成機関にも御協力いただいて、当委員会、それから個人情報保護法サイバーセキ

ュリティ連絡会の構成員のホームページへの掲載以外にも、周知に努めていただきたいと思っております。

よろしくお願いします。

○手塚委員長　そのほか御意見、御質問はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りしたいと思います。本議題の資料、議事録及び議事概要については、公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うこととします。

では、本日の議題は以上でございます。

それでは、本日の会議は閉会といたします。ありがとうございました。